平成２３年（フ）第２４号
富山市秋吉62番地
破産者　中川　　博
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第１０３号
富山市本郷新70番地３
破産者　久保　和紀
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部
平成２０年（フ）第４０３号
福井市川合鷲塚町第13号８番地
破産者　関　　憲一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１８９号
福井市西木田１丁目13番３号、従前の住所福井市二の宮３丁目４番32号
破産者　藤川　昌浩
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第４９０号
福井県坂井市坂井町蔵垣内第41号９番地
破産者　伊藤　順一
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３９３号
兵庫県尼崎市大庄中通４丁目17番地の３　清和
破産者　黒岩　正雄
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２２年（フ）第２号
香川県観音寺市池之尻町200番地２、申立時の住所香川県観音寺市古川町586番地１
破産者　山下　正春
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部
平成２３年（フ）第３０４号
高知市桟橋通４丁目９番12号　コーポ今西205号
破産者　江口美代子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３３４号
北海道旭川市末広６条11丁目１番５号
破産者　森本　善法
1　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午後２時20分
平成23年11月29日　　旭川地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第６０５８号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番２―1001号
破産者　木寺　玄太
1　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
2　一般調査期日　平成24年２月９日午後４時
平成23年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第７７０号
埼玉県川口市東本郷1595番地６
破産者　有限会社イトウ内装
1　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
2　一般調査期日　平成24年２月27日午前11時15分
平成23年11月28日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第１０２７３号
東京都江戸川区西小岩３丁目33―19
破産者　和田　広徳
特別調査期日　平成24年１月24日午前11時30分
平成23年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第９６３３号
大阪府豊中市緑丘１丁目３番10号
破産者　奥山　泰仁
1　期日　平成24年１月16日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第４４４号
京都市東山区祇園町南側537番地の２
破産者　阿彌陀堂
1　期日　平成24年１月18日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年11月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第４１号
長野県伊那市高遠町東高遠2221番地
破産者　有限会社東部建設
1　期日　平成23年12月21日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年11月28日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２１年（フ）第１３１号
北海道函館市末広町16番11号
破産者　株式会社イチヤマ商店
異議申述期間　平成24年１月20日まで
平成23年11月29日　　函館地方裁判所
平成２２年（フ）第８３６号
鹿児島県日置市伊集院町清藤2038番地１
破産者　株式会社シュア・プラス
異議申述期間　平成24年１月30日まで
平成23年11月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０３０号
東京都新宿区四谷３丁目12番３号
清算株式会社　株式会社タクサシステムズ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２３年（ヒ）第２０５４号
東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテルニューオータニ内
清算株式会社　株式会社地方自治体公民連携研究所
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２３年（ヒ）第５号
岐阜県下呂市湯之島260番地の１
清算株式会社　湯之島管財株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部
平成２３年（ヒ）第５２号
名古屋市西区万代町１丁目18番地
清算株式会社　株式会社小椋製作所
代表清算人　加藤　倫子
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部